

總 第 五 七 五 號

決 議 用 紙

閣

大臣

總務局長

總務副局長

起草

九月十五日

總務課長

省訓局長

省訓課長

受番

陸軍省

第二十九

號

廳名

陸軍省

陸軍省

件

名

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

議 按

明治廿一年九月十日

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省